

2020 年 9 月 1 日
日本機械輸出組合
部会・貿易業務グループ

ニュージーランドの輸入衛生基準（IHS）の改正ポイント （新品の機械製品及び部品の扱い）

ニュージーランド第 1 次産業省(MPI: Ministry of Primary Industry)は、国内の農作物に被害を与えるクサギカメムシ（BMSB: Brown marmorated stink bug）が、同国向けに輸出される貨物（車両、機械製品（部品を含む））に付着し侵入することを防止する輸入衛生基準(IHS: Import Health Standard) ^{注1}を定めており、BMSB のリスクシーズンとされる毎年 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 8 カ月の間、活動地域（別表 3）^{注2}の一つ、日本で船積みされる特定の機械製品(建設機械、産業機械等)にはニュージーランド到着前までに MPI が定める検疫措置（燻蒸処理、熱処理または BMSB 侵入防止にかかる輸送経路等の事前認定）を取ることを求めており、日本の関係者も これに対応してきています。

2018 年度規則では機械製品も完成品のみが対象でしたが、2019 年度は完成品に加え、部品も対象となりました。

2020 年度(2020.8.14 版)は検疫措置対象の貨物に変更はありませんが、対象外の機械製品についても一部は輸入時に貨物情報の申告が求められることになりました。

ニュージーランドの輸入者が情報提供者となりますが（提出は代理人でもよい。）、輸出国での貨物の蔵置方法を問う内容が含まれるため、該当製品を輸出する日本の輸出者も本規則を理解する必要があります。

（注 1）IHS ダウンロード先：<https://www.biosecurity.govt.nz/dmsdocument/30224-vehicles-machinery-and-parts-import-health-standard>

（注 2）別表 3 (IHSP.32) にはアメリカ、欧州、日本等 BMSB のリスク国が掲載されており、イタリアは特に BMSB（クサギカメムシ）のリスクが高い国とされています。またこの規則の中で日本は、クサギカメムシに加え、マイマイガ、キマダラカメムシ、ツヤアオカメムシのリスク国としても規定されています。

1. 検疫措置対象

2020 年 9 月 1 日から 4 月 30 日までに日本を含む別表 3 の国で輸出されニュージーランドに到着する車両・機械及び部品ですが、以下のような例外規定があります。

(1) 車両は自動車、トラック、バス、スノーモービル等を対象としており、二輪は検疫措置の対象外です。

一方、機械製品は「ある仕事を実行するために、動力を変化させる又は伝える機械的な装置で、この装置は、引っ張る、ある場所に固定する、押す、引く、または自動的に駆動するものもある。電力によるもの、非電力によるものもある。」と定義されています。

(IHS P.29 Part B: Specific Commodity Definitions and Exclusions)

ただし、検疫措置の対象には例外があるため、対象は運転操作を伴う建設機械、農業機械、産業機械に絞られます。また、運転操作を伴う機械製品には「当該機械には人が座るか立って乗り、機械の推進、方向を操作するもの」とのガイダンスがあります。(IHS P.14 5.3.1 Guidance)

(2) 車両および機械製品の定義は Part B に記載されており、以下 6 点の全てを満たすと 検疫措置の対象から外れることになります。(IHS P.14 Part5 5.3.1 (2))

検疫措置が不要な機械製品

全ての条件を満たすと MPI が定める検疫措置は不要となります。

- a) 新品の機械製品でイタリアから輸出されたものでないこと、(new machinery is not exported from Italy;)
- b) 新品の機械製品で本来の使用状態（解体した状態ではない）では運転操作を伴わないこと、(new machinery is not drivable when in the intended state of use (not in a dismantled state);
- c) 製造後、完全に密閉されたFAK(混載)またはFCLコンテナに積み込むまで、終始屋内に蔵置されていたこと、または(the new machinery is stored indoors after manufacture until being loaded in a fully enclosed FAK or FCL container or)
- d) 完全に密閉されたFAKまたはFCLコンテナに積み込むまでの間で、移動または積み込むために屋外の貯蔵場所に置かれた時間が1回につき4時間を超えないこと、(new machinery has only been exposed to necessary periods of time of outdoor storage for movement or loading purposes, not exceeding 4 hours at one time before being loaded in a fully enclosed FAK or FCK container)
- e) 5.3.1(2) f に従い、ニュージーランド到着までにa)からd)までの内容を申告する Manufacturers Declaration（製造者申告）を作成し、MPIに提出していること、(Subject to 5.3.1 (2) f, a manufacturer's declaration is completed and submitted to MPI. Declaring the matters in a) to d) apply, prior to arrival in New Zealand;
- f) 製造者申告は、次の新品の機械製品には求められない
(A manufacturer's declaration is not required for the following new machinery types:)
 - i) 家庭またはオフィス用の電化製品
(home or office electronics or appliances.)
 - ii) 医療用、実験用、製薬用、X線イメージング用 機器
(medical, laboratory, pharmaceutical or x-ray imaging machinery.)

- iii) 屋内の冷暖房装置
(indoor cooling or heating units.)
- iv) 食品製造用の屋内産業機械
(indoor industrial machines for food production.)
- v) 屋内で使用する繊維機械、切断機
(indoor textile and tool cutting machines.)
- vi) 携帯用ガーデニング機器、動力工具
(handheld garden machinery and power tools.)
- vii) 屋内で使用するロボット機械
(indoor robotic machinery.)

(3) 航空機で輸送された貨物は、MPI の検疫措置とはなっていませんが、輸入者が Part2 で求められる貨物情報を入国前に提出し、NZ 到着前までに洗浄し、BMSB が付着しない状態にする必要があります。(IHS P.7 Part 2 2.2)

2. 検疫措置

検疫措置が求められる建設機械、農業機械、産業機械等の輸出者は、次のいずれかの検疫措置対応をとる必要があります。

(オプションA)

BMSB のリスク管理を認定する MPI Approved System で管理する

(注) バイオセキュリティの管理が適切に行われるとして MPI Approved System の認定を受けた貨物の輸出者は、オプションBの MPI が定める検疫処理（熱処理、燻蒸処理等）を取らなくてもよいことになります。申込方法等は以下のサイトからご覧ください。（日本語の説明もあります。）

<https://www.biosecurity.govt.nz/importing/vehicles-and-machinery/vehicle-and-machinery-systems/>

(オプションB)

(1) MPI が認定する海外の処置業者(Treatment Provider)で到着前までに MPI が定めるバイオセキュリティ処理に従って処置すること

(2) 検疫処置後はセクション 9.1(P.23)の定めに従って、対応すること

3. 月別にみる BMSB 対応

時期	発地	手続内容
リスク期間 (9月～4月)	全ての国	Part 2 の貨物情報提出
	別表 3 (リスク国)	Part 2 の貨物情報提出
		NZ 到着時に付着していないようにすること
		MPI が定める検疫措置 (対象貨物のみ)、また検疫措置が不要な機械製品でも 5.3.1 f) を除き製造者申告を提出
非リスク期間 (5月～8月)	全ての国	Part 2 の貨物情報提出
	全ての国	NZ 到着時に付着していないようにすること

4. コンテナの取り扱い (IHS P.24 Part9 9.1.2)

コンテナに積み込まれる貨物は積み込み前と積み込み後で次のように取り扱います。

コンテナ積み込み前	コンテナ積み込み後
BMSB 付着の処理が行われていないリスク貨物、BMSB 汚染の恐れがある物質があれば、分けること	コンテナは扉を閉め、換気口は塞ぐこと
コンテナ積み込後は 120 時間以内に扉を閉めること	混載コンテナで他の貨物を詰める場合は、すぐに扉を閉めなければならないが、その場合を除き、輸出前まで扉を開けないこと
混載コンテナで他の貨物を詰める場合は、すぐに扉を閉めなければならないが、その場合を除き、輸出前まで扉を開けないこと	

5. 製造者申告 (Manufacturer's Declaration)

(1) 対象貨物

上記 1 に示されたもの以外の機械製品、部品が対象です。(IHS P.14 Part5 5.3.1 (2) f))

(2) 記載内容

フォームは以下のサイトからダウンロードできます。

<https://www.biosecurity.govt.nz/importing/vehicles-and-machinery/forms-and-templates-for-importing-vehicles-machinery-or-equipment/>

1) **必須**入力項目は、申告者名の入力に加え以下の点について記入またはチェックします。

- ① イタリアから輸出されたものでないこと
- ② 本来の使用状態（解体した状態ではない）では運転操作を伴わないこと
- ③ 製造後、完全に密閉された FAK または FCL コンテナに積み込むまで、終始屋内に蔵置されていたこと
または
完全に密閉された FAK または FCL コンテナに積み込むまでの間で、移動または積み込むために屋外の貯蔵場所に置かれた時間が 1 回につき 4 時間を超えないこと
- ④ 役職名、署名、日付

2) **任意**入力項目として、コンテナ番号、BL 番号等、貨物情報を記入します。

(3) MPI への報告

規則(IHS P.2 Part 2 2.1)上 NZ の輸入者が情報提供者とありますが、提出は代理人が行ってもよく、製造者申告のフォームには、現地通関業者（Agent）または代理店（distributor）が、製造者に内容を確認しながら作成するとの注記が記載されています。

このため、対象貨物を輸出する日本の輸出者はニュージーランドの輸入者等と十分に連絡を取り対応する必要があります。

(4) お問い合わせ先

NZ に輸入される貨物が、製造者申告が必要となる貨物かどうかは不明な場合は、ニュージーランド第 1 次産業省まで直接お問い合わせ下さい。

Email: Standards@mpi.govt.nz

6. その他参考サイト

ニュージーランド第 1 次産業省サイト

<https://www.biosecurity.govt.nz/importing/vehicles-and-machinery/>

以上